

1. 日当たり作業量の補正の試行

下記の政令指定都市で実施中の工事について、現場条件等により作業効率が低下すると考えられることから、実態調査結果に基づき、下記の政令指定都市で行う工事については、日当たり作業量の補正を実施することとする。補正係数は0.8とする。

対象方針

道路修繕工事、電線共同溝工事及び道路維持工事において、下記に記載する歩掛について、補正係数を乗じることを試行する、この際は施工要件を明確にするため、見積もり参考資料に日当たり作業量を明記する。

特定歩掛

路面切削、舗装版切断、舗装版破碎、下層路盤、上層路盤、基層、中間層、表層、切削オーバーレイ、L型側溝、管(函)渠型側溝、管渠、街渠柵、集水柵

適用地区は、下記の通りとする

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地とする。

2. 施工箇所が点在する工事の積算方法について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離が考えられるため、実態調査結果に基づき、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」ことを試行として実施を可能することとする。

なお、試行工事については、諸経費動向調査の対象とする。

対応のイメージ

○現在の積算方法

※直接工事費の合計に率を乗じて算出

○工事箇所毎の積算方法

※現場毎に直接工事費に率を乗じて算出



